

マイポケット プラス サポート利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1条～第13条（略）

（免責事項）

第 14 条

1～4（略）

5 当社は、前各項の他、本サービスの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1)当社は契約者に対する本サービスの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するものではありません。

また、その作動に誤りがなく、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(2)当社は、本サービスを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由による場合は、マイポケット プラス利用規約の第 1 表料金第 1 利用料金 1 料金額に記載された該区分の月額料金を上限として賠償します。

(3)当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前項の規定は適用しないものとします。

(4) 当社は契約者が本サービスの利用により契約者や第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。

(5) 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第15条～第17条（略）

別記 1（略）

第1条～第13条（略）

（免責事項）

第 14 条

1～4（略）

5 当社は、前各項の他、本サービスの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1)当社は契約者に対する本サービスの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するものではありません。

また、その作動に誤りがなく、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(2)当社は、本サービスを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由による場合は、マイポケット プラス利用規約の第 1 表料金第 1 利用料金 1 料金額に記載された該区分の月額料金を上限として賠償します。

(3)当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前項の規定は適用しないものとします。

(4) 当社は契約者が本サービスの利用により契約者や第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。

(5) 削除

第15条～第17条（略）

別記 1（略）

附則(令和7年6月11日光事推000600000715-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。